

一般社団法人日本データベース学会英文論文誌規程

2021年4月1日制定

2023年7月1日改定

2023年11月27日改定

2025年2月5日改定

I 編集方針と投稿規程

(論文誌の名称)

第1条 一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）は、論文誌「日本データベース学会英文論文誌」（以下、英文論文誌という）を刊行する。英文名は、「DBSJ Journal」とする。

(論文誌刊行の目的)

第2条 論文誌の刊行は、データベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティングに関する科学・技術の振興をはかり、もって学術、文化、ならびに産業の発展に寄与するという本学会の目的（本学会の定款第3条）を達成するための事業の一つとして行う。

(論文の種別)

第3条 論文誌は、次に定める種別の論文を収録する（以下、まとめて論文という）。

- (a) 一般論文 (Regular Paper)
- (b) システム開発・産業論文 (System Development and Industrial Paper)
- (c) サーベイ論文 (Survey Paper)
- (d) 特別寄稿 (Special Contribution)

ここに、一般論文はデータベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティング分野における最新の興味深い学術上の研究結果をまとめた論文をいう。システム開発・産業論文は上記分野における実践的なシステム開発・運用・評価等に関する結果、あるいは最新の興味深い産業上の研究結果をまとめた論文をいう。サーベイ論文は上記分野における学術上あるいは産業上意義あると考えられる事項に対して調査した結果をまとめた論文をいう。特別寄稿は、一般論文、システム開発・産業論文、サーベイ論文以外の論文で本学会に資すると考えられる事項につきまとめた論文をいう。なお、論文を論文誌に掲載するにあたっては、その種別を明記する。

一般論文、システム開発・産業論文、サーベイ論文については、編集委員会で査読を行う。一方、特別寄稿については編集委員会で閲読を行う。

(投稿の原則)

第4条 論文は会員が自発的に執筆し自由に投稿するものである。学術雑誌に投稿中、採録決定、あるいは掲載済みの論文と内容が同一の投稿原稿は採録しない。ただし、本会および他学会の国際会議、研究会等に発表された論文は、途中経過報告とみなし、二重投稿には

当たらないものとする。採録後に二重投稿の事実が判明した場合は採録を取り消す。投稿者は原則として、論文掲載時に本学会第一種正会員、名誉会員、維持会員、学生会員（以下、有資格会員と呼ぶ）である必要がある。投稿者が連名の場合は、少なくとも1名は論文掲載時には本学会有資格会員でなければならない。また、掲載論文の内容についての最終責任は著者が負うものとする。

(編集委員会)

第5条 論文誌を刊行するために、本学会に日本データベース学会論文誌編集委員会（以下、編集委員会という）を設ける。編集委員会は和文論文誌および英文論文誌を担当し、編集委員長、2名以内の副編集委員長、4名以内の編集幹事、および適当人数の編集委員からなる。

(編集委員長、副編集委員長、編集委員の選任)

第6条 編集委員長、副編集委員長、編集委員は、会長もしくは担当副会長が発議し、第一種正会員、名誉会員、維持会員の中から理事会で選任する。それぞれ任期は2年とするが、再任は妨げない。

(編集委員会の業務)

第7条 編集委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (a) 広く本学会会員から論文を募り、査読、若しくは閲読を行い、論文誌を刊行する。
- (b) 本学会が主催・共催する行事（研究会、ワーキングショップ、シンポジウム、大会等）から推薦等の連携により論文を募り、査読、若しくは閲読を行い、論文誌を刊行する。

(投稿論文の査読と再投稿)

第8条 広く本学会会員から投稿してきた論文（以下、投稿論文という）は、編集委員会が所定の査読プロセス（II 査読プロセスの章に示す）に則り査読して、その採否を決定する。なお、著者は論文の再投稿にあたっては次の2点に留意する。

- (a) 一度不採録となった論文を再投稿する場合は、再投稿時に、以前の全てのコメントへの回答文を用意すること。
- (b) 不採録は条件付き採録ではないため、以前のコメントをクリアしていることがすなわち採録とはならないこと。

(論文の著作権など)

第9条 本学会に投稿される論文の著作権（copyright）は、最終原稿が本学会に投稿された時点で本学会に帰属する。

第10条 著者は、投稿した論文を、それが論文誌に採録されるか否かを問わず、いつでも著作者自身あるいは著者が所属する組織体のWebサイトに掲載することができる。ただし、論文誌に掲載された論文については、論文誌の名称、巻、アーティクル番号を明記することとする。

(刊行回数)

第11条 論文誌は年1回、3月末付けて刊行する。

(出版方法)

第12条 論文誌は電子的に出版する。採録が決まった論文は、最終稿が到着したものから順次、本学会の Web サイトにて公開する。

(投稿方法)

第13条 論文は、編集委員会が指定した論文様式を使用し、PDF ファイルとして投稿する。詳細は別途定める。

(記述言語)

第14条 論文は、英語の論文とする。論文執筆にあたり不明な点は、編集委員会に問い合わせることができる。

(ページ数)

第15条 論文は、簡にして要を得た形にまとめ上げることとし、論文長は一編当たり 8 ページ以内を標準とする。ただし、サーベイ論文と特別寄稿はこの限りではない。

(掲載料)

第16条 論文掲載料は 1 ページあたり 5,000 円とする。ただし、理事会が認めた場合には掲載料を免除する場合がある。

2 論文掲載料は論文掲載後、1 か月以内に納付する。論文掲載後、3 か月を超えると論文掲載料の支払いがない場合には、当該論文の論文誌掲載を取り消す。

II 査読プロセス

【投稿論文の査読プロセス】

- 第17条 論文は隨時受け付ける。編集委員長は、投稿されてきた投稿論文に対して、編集委員会の議を経て、各論文につき複数名の査読者を査読委員として割り当てる。
- 第18条 査読者は速やかに査読を行い、採録あるいは不採録のいずれかの判定を行い、査読報告書を編集委員長に送付する。
- 第19条 編集委員長は複数名の査読結果をもとに採否の最終判断を行い、それを編集委員会に諮る。この際、必要に応じて査読者に問合せを行うことができる。
- 第20条 編集委員長は、論文投稿から1ヶ月を目処に、編集委員会で承認された最終判断を報告書にまとめ、著者に通知する。
- 第21条 査読結果に異議あるときは、著者はそれを編集委員会に申し立てることができる。異議申し立てのあったときは、編集委員長は速やかに編集委員会を開催して、問題解決を図る。

【推薦論文の査読プロセス】

- 第22条 本学会主催および共催の研究会等から推薦された論文については、原則として投稿論文と同様のプロセスで査読を行うものとする。
- 第23条 推薦方式、査読期間、通知方式などの具体的なプロセスについては、編集委員会と当該研究会等の協議により、別途定めるものとする。

(規程の改廃)

- 第24条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2021年4月1日から施行する。
2. 2023年7月1日の改定は、改定日から施行する。
3. 2023年11月27日の改定は、改定日から施行する。
4. 2025年2月5日の改定は、改定日から施行する。